

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	133 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	125 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び 3 年 4 月から 6 年 3 月までの期間の保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
③ 平成 3 年 4 月から 6 年 3 月まで

私は昭和 52 年 1 月に現場事故に遭い、障害者（障害等級 2 級）となってからは、国民年金保険料の納付が困難であったため、毎年、保険料の申請免除の承認を受けていたはずである。

しかし、年金記録では免除申請をしたはずなのに免除になっていない期間があるほか、免除であったはずの昭和 53 年 4 月から同年 6 月までが納付済みになっているなど納付できない。申立期間の保険料について免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現場事故により障害者となってから、毎年、国民年金保険料の申請免除の承認を受けていたとしているところ、国民年金加入期間の大半は保険料が免除されていたことが確認でき、生活状況にも大きな変化は無かったとみられることから、申立期間についても免除申請を行っていれば、免除の承認を受けることは可能な状況にあったと考えられる。

また、申立人は、申立期間②及び③については、事実、それぞれの前後の期間（年度）が免除されているほか、申立人が記憶する申立期間③当時の免除申請方法（毎年、免除の意向確認の通知が送付された。）も、申立人が居住していたA市の取扱いと一致しており、申立期間②及び③の保険料については免除されていなかったとは考え難い。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、現場事故後、昭和 53 年

度の最初の免除申請手続は、自身の身体が動かない状況であったことから自身では行っておらず、現在は連絡が取れない知人に頼んだとしていることから、申請の状況は不明である上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の同年度の納付記録欄には、「納付書送付」との記載が認められ、これは同年度については免除とはされず、未納のまま過年度扱いとなり、納付書が送付されたことを示している。

さらに、申立人が居住するA市では、昭和52年度から62年度ぐらいまでは、一度の免除申請で以後3年度分の免除申請が行われたとする取扱いをしていたとしていることから、申立人は53年度について免除申請を行っていれば、54年度についても免除とされていたものと考えられるところ、そのようにはなっていないことからみても、申立人が53年度に免除申請を行い、申立期間①について免除されていたとは考え難く、申立人は55年度に初めて免除申請を行い、以降62年度まで上記同市の取扱いにより継続して免除されていたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの期間及び3年4月から6年3月までの期間の保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、昭和37年4月から39年3月までの保険料は、母から借金をして夫婦二人分まとめて納付したので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、申立期間は24か月と比較的短期間であるほか、夫婦で保険料の免除を受けていた期間についても、すべて追納を行っているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和39年7月ごろ、このころ未納となっていた申立期間の夫婦二人分の保険料について、母から借金をしてまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和39年度から現年度での保険料の納付を再開（申立期間前の36年度は現年度納付）していたことが確認できることから、納付意識が高かった申立人が、この時期において時効前であった申立期間の保険料について過年度納付したとみても不自然ではない。

さらに、申立人は申立期間の保険料については、納付書を利用して納付した記憶があるとしており、これは申立期間当時の過年度保険料の納付方法とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、昭和37年4月から39年3月までの保険料は、義母から借金をして夫婦二人分まとめて納付したので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、申立期間は24か月と比較的短期間であるほか、夫婦で保険料の免除を受けていた期間についても、すべて追納を行っているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和39年7月ごろ、このころ未納となっていた申立期間の夫婦二人分の保険料について、義母から借金をしてまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和39年度から現年度での保険料の納付を再開（申立期間前の36年度は現年度納付）していたことが確認できることから、納付意識が高かった申立人が、この時期において時効前であった申立期間の保険料について過年度納付したとみても不自然ではない。

さらに、申立人は申立期間の保険料については、納付書を利用して納付した記憶があるとしており、これは申立期間当時の過年度保険料の納付方法とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで

私たち夫婦は当時、仕事が忙しかったので、私の父親に私たち夫婦の国民年金の加入手続を代行してもらった。

また、私たち夫婦の申立期間の保険料の納付についても、父親に代行してもらい、申立期間の保険料を一緒にA市B区役所C支所でまとめて一括で納付した。

妻は、申立期間のうち昭和40年4月から41年3月までの保険料の納付記録が見付かり、保険料が納付済みとなったのに、妻と同様に保険料を納付していた私だけ未納とされていることは納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和40年3月以降60歳に到達するまでの国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、13か月と短期間である。

また、申立人と同様に保険料を納付していたとする妻も、昭和40年3月以降60歳に到達するまでの国民年金加入期間において、同年3月を除き、保険料の未納は無いほか、夫婦共に保険料の前納制度を国民年金加入期間の大半において利用しているなど、年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時、父親が申立人の分と併せて保険料を納付したとする妻については、申立期間のうち昭和40年4月から41年3月までの保険料については納付済みとされている（D町の年金記録により、平成21年4月22日に

未納から納付済みに記録訂正されている。)にもかかわらず、申立人が未納とされているのは不自然である。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻の国民年金被保険者資格取得手続は昭和40年3月から同年4月までに行われたものとみられることから、申立期間の保険料については、同年3月分は昭和39年度分として、40年4月から41年3月までの分は40年度分として、すべて現年度納付することが可能であったほか、40年4月までであれば、申立人が主張するように申立期間の保険料を一括で納付することも可能であったことから、父親が同年4月ごろに申立人の国民年金加入手続を行うと同時に同手続時点で納付可能であった現年度保険料として、申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2185 (事案 253 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は昭和35年に店を始めたばかりで金銭的に苦しかったが、国民年金保険料は納付していた。当時、区役所の担当者が集金に来ていて1年分まとめて1,200円を納付していたが、途中からは半年払いに変えたことを覚えている。納付したことを証明するものは無いが、間違いなく納めているので、納付済期間として認めてほしい。

当初、私は申立期間において夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしていたが、当初の判断後、妻の国民年金加入は昭和41年のことであり、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したのはその時からであったことを思い出したほか、当時は国民年金手帳に領収印を押してもらっていたことを覚えており、現金商売で保険料の納付に困ることも無かったので、これらも踏まえて、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 妻は昭和37年4月から41年3月まで未納とされていること、ii) 妻に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、申立期間当時、妻は国民年金には未加入であり、申立人が区役所の集金人に申立人及びその妻の国民年金保険料を併せて納付していたとする申立人の主張とは相違すること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、妻の国民年金加入は昭和41年からであり、申立期間は自身の保険料のみを集金人に納付していたとして当初申立時とは主張を変更した上で、保険料の納付時には、国民年金手帳に領収印を押して

もらっていたことを新たに述べているところ、この保険料納付時に係る申立人の記憶は当時のA市における保険料の収納方法と一致する上、申立人は、当初の申立時から一貫して、申立期間当時の一人当たり1年分の保険料額は1,200円であったとしており、これも当時の保険料額と一致する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年2月に払い出されていることから、このころに申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられ、昭和36年度分の保険料が納付済みとされ、申立期間後の39年度以降の保険料も納付済みとされているのに、その間の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金加入期間において、保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、24か月と比較的短期間であることから、申立人の保険料の納付に対する意識は高かったとも言えることができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年12月まで

私は、申立期間当時から現在まで、同じ事務所に勤務していた。当時の事務所は厚生年金保険に加入していなかったため、婚姻した昭和53年11月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続をした覚えがある。保険料は、妻が私の分と一緒に、月初めに住所地近くのC銀行D支店で納付書により納付したと聞いている。申立期間の前後が納付済みとなっており、妻も申立期間は納付済みとされていることから、私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続以降の国民年金保険料は妻が納付書により住所地近くのC銀行D支店で納付していたとしており、申立期間当時は、妻が主張する所在地に同銀行同支店が存在し、保険料納付を取り扱っていたとしている上、A市では昭和54年4月から納付書による自主納付制度を開始していることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年12月12日に資格取得日を52年3月26日としてA市B区において払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられ、申立人は、国民年金加入期間のうち、54年1月から申立期間を除き平成3年4月までの10年余りにおいて保険料の未納は無いほか、婚姻（昭和53年11月）後において申立人の保険料を自身の分と一緒に納付したとする妻は、婚姻直前の同年10月ごろに加入手続が行われたものとみられ、国民年金加入期間のうち、この加入手続が行われたとみられる昭和53

年度からは保険料の未納は無いことから、申立人及びその妻共に保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月までの期間は過年度納付が可能であり、同年 4 月から同年 12 月までの期間は現年度納付が可能であった。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 55 年度の摘要欄に納付書送付と記載されている上、上記の過年度納付が可能な期間のうち、申立期間直前の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料が時効直前の 56 年 3 月 4 日に過年度納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった妻が申立期間の保険料を納付書により過年度及び現年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和59年12月ごろにA市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦の保険料を納付していた。夫婦共に、同年12月から60年5月までの保険料を同年12月に納付した領収書を所持しており、それ以降の期間も同市役所内の銀行派出所か、B銀行C支店で納付したが、領収書は紛失した。申立期間の国民健康保険税の領収書が見付かっていることから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和60年9月ごろに行われたものと推認される。申立人は、この国民年金手帳記号番号により、59年12月にさかのぼって国民年金の資格を取得しており、以降60歳に到達するまでの国民年金加入期間に申立期間を除いて未納は無い。妻も60歳に到達する直前の20か月に未納があるものの、それ以外には、申立期間を除いて未納は無く、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人夫婦が所持するA市発行の昭和60年度の「国民年金保険料納付通知書兼領収書」には、申立期間を含む昭和60年6月から61年3月までの欄には領収印が無く、申立期間の保険料は現年度納付されなかったとみられる。しかし、申立人夫婦共に、申立期間の直後の同年1月から同年3月までの保険料及び加入手続の前年度の59年12月から60年3月までの保険料を過年度納付したことがオンライン記録及び申立人夫婦が所持する領収書により確認できる。このことから、申立人夫婦は、この当時、過年度納付により保険料の未納の解消に努めていた状況がうかがわれることから、納付意識の高かった申立

人が申立期間の保険料も過年度納付していたと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする妻は、申立期間当時、A市役所庁舎内の金融機関などで夫婦の保険料を納付していたとしている。この点については、申立期間当時、同市役所庁舎内に金融機関が存在し、国庫金（過年度保険料）を扱うことも可能であったことが確認でき、妻の説明に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和59年12月ごろにA市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、私が夫婦の保険料を納付していた。夫婦共に、同年12月から60年5月までの保険料を同年12月に納付した領収書を所持しており、それ以降の期間も同市役所内の銀行派出所か、B銀行C支店で納付したが、領収書は紛失した。申立期間の国民健康保険税の領収書が見付かっていることから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和60年9月ごろに行われたものと推認される。申立人は、この国民年金手帳記号番号により、59年12月にさかのぼって国民年金の資格を取得しており、以降60歳に到達する直前の20か月に未納があるものの、それ以外には、申立期間を除いて未納は無い。夫も申立期間以外に未納は無く、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人夫婦が所持するA市発行の昭和60年度の「国民年金保険料納付通知書兼領収書」には、申立期間を含む昭和60年6月から61年3月までの欄には領収印が無く、申立期間の保険料は現年度納付されなかったとみられる。しかし、申立人夫婦共に、申立期間の直後の同年1月から同年3月までの保険料及び加入手続の前年度の59年12月から60年3月までの保険料を過年度納付したことがオンライン記録及び申立人夫婦が所持する領収書により確認できる。このことから、申立人夫婦は、この当時、過年度納付により保険料の未納の解消に努めていた状況がうかがわれることから、納付意識が高かった申立人が申立期間の保険料も過年度納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間当時、A市役所庁舎内の金融機関などで夫婦の国民年金保険料を納付していたとしている。この点については、申立期間当時、同市役所庁舎内に金融機関が存在し、国庫金（過年度保険料）を扱うことも可能であったことが確認でき、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月20日から同年5月14日まで

私は昭和41年2月17日に、A社B支店で採用されて2か月ほど実習し、続いて、同社C支店に勤務した後、同社本社に異動した。被保険者記録照会回答票では、同年4月20日に同社B支店を辞め、同年5月14日に同社本社に入社したかのようにになっているが、平成18年7月15日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動し、同年5月14日に同社C支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月1日にA社C支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失

のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が平成元年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月31日から同年9月1日まで

私はA社に入社して以来、今日に至るまで継続して在籍している。しかし、平成元年9月1日に同社本社から同社B支店に転勤した際の資格喪失日が同年8月31日となっていることを「ねんきん特別便」で知り、会社経由で記録の訂正を求めたところ、厚生年金保険法第75条により、社会保険事務所（当時）が保険料を徴収できず、このため、記録の訂正が行われなかったことであった。しかし、給与台帳にあるように厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が平成元年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録

から、申立人は、同社本社に平成元年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成元年7月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が平成元年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月31日から同年9月1日まで

私はA社に入社して以来、今日に至るまで継続して在籍している。しかし、平成元年9月1日に同社本社から同社B支店に転勤した際の資格喪失日が同年8月31日となっていることを「ねんきん特別便」で知り、会社経由で記録の訂正を求めたところ、厚生年金保険法第75条により、社会保険事務所（当時）が保険料を徴収できず、このため、記録の訂正が行われなかったことであった。しかし、給与台帳にあるように厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が平成元年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録

から、申立人は、同社本社に平成元年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成元年7月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

私はA社に入社して以来、今日に至るまで継続して在籍している。しかし、平成2年5月1日に同社本社から同社B支店に転勤した際の資格喪失日が同年4月30日となっていることを「ねんきん特別便」で知り、会社経由で記録の訂正を求めたところ、厚生年金保険法第75条により、社会保険事務所（当時）が保険料を徴収できず、このため、記録の訂正が行われなかったことであった。しかし、給与台帳にあるように厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録

から、申立人は、同社本社に平成2年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成2年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

私はA社に入社して以来、今日に至るまで継続して在籍している。しかし、平成2年5月1日に同社本社から同社B支店に転勤した際の資格喪失日が同年4月30日となっていることを「ねんきん特別便」で知り、会社経由で記録の訂正を求めたところ、厚生年金保険法第75条により、社会保険事務所（当時）が保険料を徴収できず、このため、記録の訂正が行われなかったことであった。しかし、給与台帳にあるように厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録

から、申立人は、同社本社に平成2年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成2年3月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

私はA社に入社して以来、今日に至るまで継続して在籍している。しかし、平成2年5月1日に同社本社から同社B支店に転勤した際の資格喪失日が同年4月30日となっていることを「ねんきん特別便」で知り、会社経由で記録の訂正を求めたところ、厚生年金保険法第75条により、社会保険事務所（当時）が保険料を徴収できず、このため、記録の訂正が行われなかったことであった。しかし、給与台帳にあるように厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録

から、申立人は、同社本社に平成2年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成2年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が平成元年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年8月31日から同年9月1日まで

私はA社に入社して以来、今日に至るまで継続して在籍している。しかし、平成元年9月1日に同社本社から同社B支店に転勤した際の資格喪失日が同年8月31日となっていることを「ねんきん特別便」で知り、会社経由で記録の訂正を求めたところ、厚生年金保険法第75条により、社会保険事務所（当時）が保険料を徴収できず、このため、記録の訂正が行われなかったことであった。しかし、給与台帳にあるように厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が平成元年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録

から、申立人は、同社本社に平成元年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成元年7月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

私はA社に入社して以来、今日に至るまで継続して在籍している。しかし、平成2年5月1日に同社本社から同社B支店に転勤した際の資格喪失日が同年4月30日となっていることを「ねんきん特別便」で知り、会社経由で記録の訂正を求めたところ、厚生年金保険法第75条により、社会保険事務所（当時）が保険料を徴収できず、このため、記録の訂正が行われなかったことであった。しかし、給与台帳にあるように厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録

から、申立人は、同社本社に平成2年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成2年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 3302～3320、3322～3409（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

社会保険庁（当時）に記録されている申立期間の標準賞与額は、私がA社から支給された賞与額よりも大幅に低額となっているので、納得できない。

A社から支給された賞与額に見合う標準賞与額に、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）において＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 107 件（別添一覧表参照）

標準賞与額相違事案

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
						平成15年12月10日	平成17年12月9日
						標準賞与額	標準賞与額
3302			女	昭和34年生		81万 4,000円	83万 4,000円
3303			男	昭和31年生		90万 2,000円	92万 3,000円
3304			男	昭和47年生		60万 9,000円	65万 7,000円
3305			女	昭和31年生		45万 円	47万 8,000円
3306			女	昭和56年生			47万 3,000円
3307			男	昭和39年生		79万 5,000円	81万 8,000円
3308			女	昭和33年生		66万 3,000円	66万 円
3309			女	昭和33年生		74万 3,000円	75万 5,000円
3310			女	昭和35年生		17万 8,000円	57万 6,000円
3311			女	昭和38年生		9万 3,000円	58万 1,000円
3312			女	昭和28年生			79万 円
3313			女	昭和32年生			56万 7,000円
3314			女	昭和34年生			56万 7,000円
3315			女	昭和55年生			53万 5,000円
3316			女	昭和49年生			9万 4,000円
3317			女	昭和38年生		63万 6,000円	65万 4,000円
3318			女	昭和44年生		62万 1,000円	65万 4,000円
3319			女	昭和47年生		62万 1,000円	64万 4,000円
3320			女	昭和48年生		16万 7,000円	57万 円
3322			女	昭和29年生		61万 8,000円	63万 6,000円
3323			女	昭和52年生		50万 6,000円	54万 4,000円
3324			男	昭和54年生		49万 1,000円	54万 4,000円
3325			女	昭和56年生		48万 5,000円	54万 3,000円
3326			女	昭和56年生		47万 3,000円	52万 9,000円
3327			女	昭和57年生		47万 3,000円	48万 9,000円
3328			男	昭和48年生		46万 5,000円	52万 5,000円
3329			女	昭和52年生		48万 3,000円	50万 円
3330			女	昭和57年生		46万 5,000円	48万 1,000円
3331			女	昭和57年生		46万 1,000円	48万 1,000円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
						平成15年12月10日	平成17年12月9日
						標準賞与額	標準賞与額
3332			男	昭和58年生		46万 5,000円	49万 3,000円
3333			女	昭和32年生			47万 4,000円
3334			女	昭和58年生			47万 4,000円
3335			女	昭和58年生			47万 4,000円
3336			女	昭和58年生			47万 4,000円
3337			女	昭和58年生			47万 4,000円
3338			女	昭和34年生			40万 8,000円
3339			男	昭和51年生			46万 8,000円
3340			男	昭和50年生			45万 6,000円
3341			女	昭和59年生			45万 6,000円
3342			女	昭和59年生			45万 6,000円
3343			女	昭和59年生			45万 6,000円
3344			女	昭和59年生			45万 6,000円
3345			女	昭和59年生			45万 6,000円
3346			女	昭和60年生			45万 6,000円
3347			女	昭和58年生			17万 5,000円
3348			女	昭和23年生		56万 4,000円	56万 9,000円
3349			女	昭和23年生		56万 3,000円	58万 2,000円
3350			男	昭和57年生			47万 4,000円
3351			女	昭和31年生		68万 6,000円	69万 2,000円
3352			女	昭和54年生		40万 8,000円	43万 4,000円
3353			女	昭和34年生			40万 8,000円
3354			女	昭和18年生		79万 5,000円	
3355			女	昭和50年生		55万 9,000円	57万 7,000円
3356			女	昭和50年生		25万 5,000円	55万 4,000円
3357			女	昭和49年生		54万 8,000円	
3358			女	昭和33年生		62万 6,000円	64万 7,000円
3359			女	昭和16年生		96万 円	
3360			女	昭和28年生		61万 3,000円	
3361			女	昭和30年生		59万 4,000円	

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
						平成15年12月10日	平成17年12月9日
						標準賞与額	標準賞与額
3362			女	昭和25年生		55万 3,000円	
3363			女	昭和52年生			40万 7,000円
3364			女	昭和46年生			12万 円
3365			女	昭和19年生		54万 1,000円	
3366			女	昭和24年生		54万 7,000円	45万 1,000円
3367			女	昭和21年生		53万 5,000円	
3368			女	昭和48年生		55万 1,000円	56万 4,000円
3369			女	昭和49年生		58万 3,000円	
3370			女	昭和52年生		51万 9,000円	
3371			女	昭和51年生		56万 3,000円	
3372			女	昭和53年生		51万 3,000円	38万 2,000円
3373			女	昭和53年生		51万 3,000円	54万 2,000円
3374			女	昭和55年生		50万 4,000円	
3375			女	昭和49年生		49万 4,000円	
3376			男	昭和55年生		48万 2,000円	
3377			女	昭和54年生		48万 2,000円	53万 1,000円
3378			男	昭和48年生		49万 1,000円	
3379			女	昭和44年生		47万 3,000円	48万 9,000円
3380			女	昭和56年生		47万 3,000円	48万 9,000円
3381			男	昭和56年生		47万 3,000円	52万 9,000円
3382			男	昭和56年生		18万 2,000円	45万 円
3383			女	昭和50年生		50万 1,000円	
3384			女	昭和57年生		45万 3,000円	
3385			女	昭和58年生		44万 9,000円	48万 1,000円
3386			女	昭和48年生		5万 4,000円	46万 2,000円
3387			女	昭和53年生			47万 4,000円
3388			女	昭和55年生			47万 4,000円
3389			女	昭和59年生			47万 4,000円
3390			女	昭和59年生			47万 4,000円
3391			女	昭和53年生			46万 8,000円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
						平成15年12月10日	平成17年12月9日
						標準賞与額	標準賞与額
3392			女	昭和14年生		19万 9,000円	20万 1,000円
3393			男	昭和21年生		131万 3,000円	131万 3,000円
3394			女	昭和11年生		83万 1,000円	
3395			女	昭和47年生		44万 8,000円	46万 円
3396			女	昭和52年生		44万 8,000円	46万 円
3397			女	昭和57年生		21万 7,000円	45万 1,000円
3398			女	昭和45年生		3万 1,000円	
3399			女	昭和52年生			39万 5,000円
3400			女	昭和21年生			10万 8,000円
3401			女	昭和40年生			18万 3,000円
3402			女	昭和42年生			10万 8,000円
3403			女	昭和36年生			15万 3,000円
3404			女	昭和46年生			7万 6,000円
3405			女	昭和53年生		49万 7,000円	
3406			女	昭和56年生		47万 1,000円	
3407			女	昭和42年生			48万 9,000円
3408			女	昭和50年生		48万 円	51万 9,000円
3409			女	昭和16年生			6万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年6月1日まで

A社C支店から同社B支店に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間があるが、その間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社を継承するD社から提出された人事情報シート、及び同社が異動発令日を給与の締め日に合わせて21日付けとすることが多いと回答していることにより、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年5月21日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年6月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年3月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年3月は6,000円、同年4月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月8日から同年5月1日まで

私は、高校の担任に言われて昭和29年3月7日にA社に入社した記憶があり、申立期間の厚生年金保険料が控除された給与明細書と納税通知書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和30年度市県民税特別徴収税額の納税者への通知書及び申立期間の給与明細書により、申立人が昭和29年3月8日にA社に入社し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和29年3月は6,000円、同年4月は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成6年4月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年4月から同年6月までは41万円、同年7月から5年9月までは47万円、同年10月から6年3月までは50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から6年6月28日まで

平成6年4月ごろ、事業主から、社会保険料の支払遅滞により、遡^{そきゅう}及して保険の適用を外すこととなったとの説明を受けた。

また、上記について、社会保険事務所（当時）に相談したところ、国民年金への加入を勧められたため、仕方なく国民年金の資格取得及び保険料の納付を行った。

A社からは、申立期間に係る厚生年金保険料は返還されなかったため、当該期間について、取消処理される前の厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によれば、申立人は、平成4年4月30日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされたことが確認できるが、同日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失している者の中には、6年4月26日付けで、4年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理及び同日以降の標準報酬月額の改定及び決定の記録の取消処理が遡^{そきゅう}及して行われている者が申立人をはじめ多数存在していることを踏まえると、同社が適用事

業所ではなくなった日である同年4月30日以後も同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同僚の給料支払明細書において6年3月分までの保険料控除が確認できること及び事業所が適用事業所ではなくなったとする処理日から判断して、同年4月26日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、取消処理前の随時改定及び定時決定の記録から、平成4年4月から同年6月までは41万円、同年7月から5年9月までは47万円、同年10月から6年3月までは50万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成6年4月26日より後の期間については、雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、申立人及びA社の経理担当者は、同社が適用事業所ではなくなったとする手続を行った後に支払われた給与からは厚生年金保険料は控除されなかった旨証言している上、同僚の給料支払明細書により、平成6年4月及び5月に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年12月1日）及び資格取得日（38年4月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、36年12月から37年4月までは1万4,000円、同年5月から38年3月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から38年4月21日まで
昭和35年3月からA社に勤め、45年4月まで同社B支店に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和35年3月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36年12月1日に資格を喪失後、38年4月21日に同社において、再度資格を取得しており、36年12月から38年3月までの申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が申立期間後に勤務したC社及びD社から提出を受けた履歴書において、申立期間当時、申立人のA社での勤務が継続している旨の記載が確認できる。

また、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人は、途中でA社を退職したことは無く、業務内容及び勤務形態の変更は無く、一貫して技能職の仕事をしていた。」と証言しており、当該複数の同僚は、同社を事情により退職したと証言する者を除いて、いずれも申立期間において同社又は下請会社での厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して

勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同原票の記録及び同僚の被保険者記録から、昭和36年12月から37年4月までは1万4,000円、同年5月から38年3月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年7月1日まで
私は、昭和47年10月1日からA社に勤務した。給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は昭和47年10月1日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月30日から同年10月1日まで
私は平成9年9月30日までA社に勤務した。資格喪失日が間違っているの
で、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人は平成9年9月30日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の破産管財人は申立人の給与から保険料を控除したので、社会保険事務所（当時）に納付したはずだと主張するが、同人から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、資格喪失日を平成9年9月30日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月29日から同年5月1日まで

社会保険庁(当時)の記録によると、私のA社の厚生年金保険被保険者記録は、平成7年4月29日に資格喪失となっている。しかし、私は、同年4月30日付けで退職願を提出し、退職した。同年4月29日が土曜日であったこと、当時の給料日が28日であったことから、同社が勘違いをしたと思う。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細により、申立人は、A社に平成7年4月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年4月の給料明細で確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、B健康保険組合が保管している健康保険被保険者資格喪失届における資格喪失日がオンライン記録の資格喪失日と同じ平成7年4月29日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を46年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、41年4月を4万5,000円、46年1月を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月13日から同年5月1日まで
② 昭和46年1月11日から同年2月1日まで

昭和34年4月1日にA社に入社し、平成6年5月31日に退職した。同社B支店での昭和41年4月13日から同年5月1日までの期間と同社C支店での46年1月11日から同年2月1日までの期間が未加入となっているが、継続して同社に勤めていた。当人は、未加入期間があることを案じていたが、平成21年7月*日に永眠した。内容を検討し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の諸給与支払明細書、職歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和41年4月11日に同社B支店から同社D支店に異動、46年1月11日に同社C支店から同社E支店に異動。)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、A社では、事業所内の慣例として、異動日が属する月の翌月1日を資

格取得日及び喪失日としていることから、申立期間①については、申立人の同社B支店における資格喪失日を昭和41年5月1日に、申立期間②については、申立人の同社C支店における資格喪失日を46年2月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和41年4月分の諸給与支払明細書の保険料控除額から、4万5,000円、申立期間②の標準報酬月額については、46年1月分の諸給与支払明細書の保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の保険料を納付したか否かについては不明としており、申立期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、A社の人事記録には、昭和46年1月11日付けで同社C支店から同社E支店に異動発令された記録があり、当該異動発令日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和27年2月16日、資格喪失日は同年7月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から26年2月1日まで
② 昭和26年9月10日から30年11月1日まで

申立期間①について、私は、昭和22年に学校を卒業後、B社に入社し、平成6年に会社を解散するまで勤務していた。同社は創業者である父が戦前から、従業員を使用しており、単なる家族工場ではなく、事務担当者もいたことから、私の厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行っていたと思うので調査してほしい。

申立期間②について、私はB社に専務として勤務したが、一時期父の指示でA社において修行していた期間があることを思い出した。B社かA社で被保険者記録があると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が継続して勤務していたと主張するB社とは別のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名（旧姓）で生年月日が一致する未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和27年2月16日資格取得、同年7月1日資格喪失。）が確認できる。

また、申立人に聴取したところ、一時的にB社を離れ、ほかの事業所に勤務していたことが判明し、申立人が記憶している事業所名、事業主名、事業所の所在地及び事業内容が、A社に勤務していた同僚の証言及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致することから、申立期間のうち、昭和27年2月16日から同年6月30日までの期間について、同社に勤務していたことが認めら

れる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和27年2月16日、資格喪失日は同年7月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和26年9月10日から27年2月16日までの期間及び27年7月1日から30年11月1日までの期間については、申立期間当時、B社の事業主であった申立人の父及び経理担当者（2人）がいずれも他界していることから、証言を得ることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出票及び旧台帳によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和26年2月1日及び30年11月1日であることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況も見当たらない。

さらに、申立人は平成20年に自らB社を清算しており、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は保存していないとしている上、厚生年金保険料の控除に関する記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 11 日から 35 年 2 月 1 日まで
昭和 35 年 1 月に結婚したため退職した。脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 36 年 2 月 24 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 35 年 6 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定額と 89 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

当時学生で20歳になったところに祖母が私の国民年金の加入手続をしたと言っていたことを記憶している。国民年金保険料は、父親が「就職するまでは代わりに払うから働くようになったら自分で払いなさい。」と言われた記憶がある。私は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料も無いが、申立期間の保険料は私の父親が納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする祖母は病気のため聴取することはできないことから、加入手続状況の詳細が不明である上、申立期間の保険料を納付したとする父親は、申立期間前の昭和63年9月に死亡しており、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、20歳になった平成元年*月ごろに祖母が申立人の加入手続を行ったとしているが、国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は7年4月26日に資格取得日を同年3月16日として、当時申立人が居住していたA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられる。このため、この記号番号払出日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったため、国民年金の任意加入対象者であり、制度上、加入手続時期から

さかのぼって資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年11月まで

私は、婚姻（昭和45年11月）後の46年3月ごろ、突然自宅に来たA市B区の国民年金保険料の集金人に国民年金の加入を勧められ、その場で国民年金保険料を納付した。同集金人は持参したカードらしきものに印を押し、私に見せて「入金しました。」と言っていた。その後は毎月、同集金人に保険料を納付していた。同市同区からC市へ転居した49年12月に同市役所D出張所で国民年金の手続をした時、A市では国民年金手帳はもらっていなかったため新規加入になった。申立期間の保険料を納付してきたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月ごろ、自宅に来たA市B区の集金人（国民年金推進員）に国民年金の加入を勧められ、その場で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、自宅に来た集金人を通して加入手続を行った記憶は無いとしている上、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領については、同市同区からC市へ転居した後の49年12月に同市役所D出張所で国民年金の加入手続を行った際に、初めて国民年金手帳を受け取り、A市B区に居住している間は国民年金手帳を受け取っていないとしており、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、A市B区の集金人に毎月保険料を納付し、集金人は持参したカードに印を押ししていたとしているところ、申立人は、申立期間の保険料額について記憶は無いとしているほか、同市では、申立期間当時、集金人が3か月ごとに保険料を徴収し、納付方法は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認

方式を採っていたとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

さらに、国民年金受付処理簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として、昭和50年1月ごろに払い出され、その資格取得日は49年12月12日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことはA市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、申立人の初めての加入手続はこのころに行われたものとみられ、この資格取得日を基準とすると、申立期間においては、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者として国民年金の任意加入対象者であったことから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、申立人は、申立期間において国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から50年3月まで

昭和39年6月、A市役所を退職後、同市役所に行った際、年金課に勤務していた知人から国民年金への加入を勧められ、その場で加入手続を行い、その3、4か月後に姉の加入手続も行った記憶がある。国民年金手帳に記載されている50年4月に加入手続を行った記憶は無い。加入後、国民年金保険料額は覚えていないが、自宅に集金人が来て姉と一緒に現金で支払い、領収書を受け取り、その後、国民年金手帳に領収印を押すようになったことを記憶している。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間は姉が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未加入とされ、納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年6月、A市役所を退職後、年金課の窓口にはいた知人に勧められて国民年金加入手続をしたとしているところ、申立人の加入手続時期、加入後に交付される国民年金手帳の受領時期及び受領方法に関する記憶は曖昧である上、同市では、申立人が記憶している知人は申立期間当時、同市には在籍しておらず、昭和43年度から平成3年度まで年金推進員として勤務していたとしていることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、自身の加入手続を行った3、4か月後に申立人が姉の加入手続を行い、姉と一緒に保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、姉の国民年金手帳記号番号は昭和38年2月に払い出されていることから、このころに姉の加入手続が行われたものとみられる上、姉は、申立期間前の36年4月から39年6月まで納付済みとされており、

申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 7 月ごろに払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は任意加入被保険者として同年 4 月 26 日に資格取得したとされていることから、この日に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の夫は申立期間において厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付できなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年5月まで

私たち夫婦は、昭和47年9月に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。加入手続は同年9月ごろに行ったと思うが、自分か妻のどちらが手続したかは覚えていない。妻はその後1か月ぐらい遅れて加入手続を行ったと記憶している。加入手続以降の国民年金保険料は、同区役所から送付されてきた納付書により妻が二人分一緒に1か月単位で同区役所か郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で勤務していた会社を退職後の昭和47年9月ごろにA市B区役所において国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人は、自身の加入手続を自分か妻のどちらが行ったか記憶は無いとしているほか、加入手続時における国民年金手帳の所持の有無、受領の有無、受領時期及び受領方法についてはよく覚えていないとしており、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、加入手続以降の国民年金保険料は、A市B区役所から送付されてきた納付書により妻が二人分一緒に1か月単位で同区役所か郵便局で納付していたとしているところ、申立人及び保険料を納付していたとするその妻共に納付金額についての記憶が無い上、同市では、昭和49年度までは、集金人（国民年金推進員）による国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、50年度から納付書方式（規則検認）に変更しているものの、納付書の発行は3か月ごとであったことから、申立人の主張とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されており、1回目は昭和43年11月8日にC市において資格取得日を同年3月16日として、2回目は52年5月6日にA市D区において資格取得日を同年3月21日として夫婦連番で払い出されている。申立人は、45年7月にE町からA市B区に転居し、同年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年9月21日から厚生年金保険被保険者資格を再取得した48年6月15日までの間において国民年金被保険者資格を取得した形跡は見受けられず、同市においても、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる納付記録等は存在しない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年1月まで

私たち夫婦は、昭和47年9月に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。夫の加入手続は同年9月ごろに行い、私はその後1か月ぐらい遅れて加入手続を行ったと記憶している。加入手続以降の国民年金保険料は、同区役所から送付されてきた納付書により私が夫の分と一緒に1か月単位で同区役所か郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で勤務していた会社を昭和47年9月に退職し、夫は退職した9月ごろにA市B区役所において加入手続を行い、その後1か月ぐらい遅れて同区役所で自分の加入手続を行ったとしているところ、申立人は、加入手続を行った時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無、受領時期及び受領方法についてはよく覚えていないとしており、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、加入手続以降の国民年金保険料は、A市B区役所から送付されてきた納付書により申立人が夫の分と一緒に1か月単位で同区役所か郵便局で納付していたとしているところ、申立人は納付金額についての記憶が無い上、同市では、昭和49年度までは、集金人（国民年金推進員）による国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、50年度から納付書方式（規則検認）に変更しているものの、納付書の発行は3か月ごとであったことから、申立人の主張とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人

の国民年金手帳記号番号は、夫と連番で昭和 52 年 5 月 6 日に資格取得日を同年 3 月 21 日として A 市 C 区で払い出されており、これ以外に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」とも符合する。

加えて、申立期間のうち、昭和 48 年 6 月から 52 年 1 月まで、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、この期間は任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって資格取得することはできない。このため、資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

自宅にA村役場の人と地元役員が来て国民年金の加入を勧められたので妻が夫婦二人の加入手続を行った。保険料の納付については、加入当初は、妻が役場で毎月二人分の保険料200円を納付していた。その後は、毎月集金人に納付していた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村役場の職員に国民年金の加入を勧められ、妻が同役場で夫婦二人の加入手続を行ったとしているが、申立人及びその妻共に、加入勧奨を受けた時期及び加入手続を行った時期についての記憶は無い上、A村は国民年金制度創設以前の昭和30年4月5日にB市C区に編入され、同市同区A町となっていることから、申立人の加入手続時期に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、加入当初、妻が夫婦二人分の保険料200円を役場で納付し、その後は毎月集金人に納付していたとしており、その保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料月額（1人当たり）は100円、200円、300円、1,000円と上がっていったとしているところ、B市では、申立期間当時の保険料納付周期は、3か月ごとであったとしている上、申立期間のうち、昭和36年4月から40年2月までの保険料月額は100円、同年3月から同年12月までの保険料月額は150円であることから、申立人及びその妻の主張と相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金受付処理簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人及びその妻共に資格取得日を昭和45年2月21日として同年2月19日にB市C区において夫婦連番で払い出されており、これ以

外に申立人及びその妻に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人及びその妻の加入手続が行われたものとみられる。このことは申立人及びその妻が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立期間は、申立人及びその妻共に国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を夫婦一緒に納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和53年1月ごろ、A市B区役所で20歳になった息子の国民年金の加入手続をした。その際、窓口職員から、さかのぼって保険料をまとめて払えることと将来の年金受給に有利だと勧められたので、私の未納期間の5年分の保険料6,000円をその窓口で納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、息子の国民年金の加入手続を行った昭和53年1月ごろに自身の未納期間の5年分の保険料をさかのぼって納付したとしていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとの主張と思われるが、息子の国民年金加入手続を行ったとする同年1月ごろは特例納付実施時期ではないことから、この時期に申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、国民年金手帳払出控によれば、息子の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月26日に払い出されていることから、このころに息子の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この時期は第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、A市B区役所の窓口において、5年分の保険料6,000円を納付したとしているところ、同市では、区役所窓口では特例納付に係る保険料の収納は行っていなかったとしている上、申立期間の保険料を第3回特例納付を利用して納付する場合に必要な金額は24万円となることから、申立人の主張と相違する。

さらに、夫の国民年金被保険者台帳を見ると、夫は、昭和39年1月から同年6月までの6か月の保険料（2万4,000円）を前述の息子の加入手続時期と

ほぼ同一時期とみられる54年8月21日に特例納付したとされていることから、申立人が、夫の特例納付と申立期間の特例納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から12年3月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から12年3月まで
② 平成12年7月から同年10月まで

申立期間中は子供を連れて元夫とは別居中であったが、国民年金保険料を納付するお金が無い時には父親が出してくれたこともあり、パートをしながら、一生懸命納付してきた。申立期間の保険料は数回にわたりA社会保険事務所（当時）に納付に行き、1回目は平成9年の初冬のころに、2回目は10年から11年ごろの分を薄着の時に、3回目はあまり多くはない金額を数回納付したと記憶している。このため、申立期間の45か月のうち、27か月の保険料は納付していたはずである。今となってはその時の領収書を保管しておかなかったのが残念でならず、申立期間のうち納付したと思われる期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB市役所、A社会保険事務所と相談しながら、1回目は平成9年に3万円から4万円を、2回目は10年から11年ごろまでの分として10万円ほどを、3回目は数万円を数回納付したとしている。申立人は、これにより、申立期間のうち27か月の保険料を納付したはずであるとしているが、納付したとする対象期間は不明であるほか、納付したとする時期の記憶もあいまいである。

また、申立人は、1回目の納付は、次女が短大2年生のころで、2回目の納付は、娘二人が居住していたC市D区のマンションに申立人が居住していたころのことであると述べている。この点について、家族の戸籍及びその附票で確認すると、昭和51年*月生まれの次女が短大2年生であったのは平成8年

度であるほか、娘二人が同市同区に住民登録していた期間は平成7年6月から9年5月までであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を最後に納付した時期は、平成15年4月であったとしているが、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成9年以降の時期は、基礎年金番号導入後の時期で、申立人が納付したとする社会保険事務所（当時）では、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られており、申立人が申立期間のうち27か月の保険料を数回に分けて納付したにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

私は、平成9年3月に会社を退職後、同月中に婚姻し、A市に住所を定めた。同年5月ごろ、国民年金の第3号被保険者に関する手続をするため、その住所地を管轄するB社会保険事務所(当時)を訪ねた際、窓口で、20歳の誕生日以降、未納となっている期間があるとの指摘を受け、即日、現金で、その未納となっている期間の保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年5月ごろに、社会保険事務所(当時)で国民年金の第3号被保険者の手続を行った際に、申立期間の保険料を納付したとしているところ、オンライン記録でも、申立人の第3号被保険者の資格記録の処理が同月に行われたことが記載されている。

しかし、国民年金法では、保険料は、納付すべき時期から2年を経過して徴収することができないことを定めている。このため、申立人が保険料を納付したとする平成9年5月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、その当時には、時効となった未納保険料を納付することができる特例納付も行われていない。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、平成9年3月16日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できるが、それ以前に国民年金被保険者資格を取得した形跡は見受けられず、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年2月まで

私は、申立期間当時、家族で自営業をしていた。母親が、姉と私を含めた3人の国民年金保険料を集金人に納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとしており、姉も、母親が申立人の保険料を納付していたと思うとしている。

しかし、オンライン記録では、申立人の国民年金の資格（第1号被保険者）取得日は平成12年10月26日とされており、申立期間の資格を取得した記録は無い。申立人が居住するA市の国民年金オンラインシステムでも、申立人の国民年金の新規資格取得届が13年6月に受け付けられ、12年10月にさかのぼって第1号被保険者の資格を取得したことが記録されている。

また、申立期間当時に、申立人の国民年金加入手続きが行われていたのであれば、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、オンライン記録では、厚生年金保険の記号番号及び基礎年金番号の記載のみで国民年金手帳記号番号の記載は無い。申立期間当時に社会保険事務所（当時）が作成していた国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が居住するA市B区で、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は、住民登録の異動は無いなど、別の市町村で国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、姉は、申立期間当時の国民年金手帳を母親から受領して所持しているが、申立人は、国民年金手帳を受領した記憶は無いとしている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度施行後の平成13年6月に行われたものと推認され、申立期間当時には、国民年金に加入していなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は死亡しており、その状況を確認することはできないほか、姉に聴取しても、申立人の国民年金加入手続や保険料納付についての具体的な話を母親から聞いたことは無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

昭和39年1月ごろに国民年金に加入をするように市役所からはがきが届き、母親が同年4月にA市の町内の婦人会の役員を通して加入手続を行った。保険料は、母親が婦人会の役員に同居していた兄と私の分を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする母親は死亡しており、その状況について確認することはできない。

また、申立人は、昭和39年4月ごろに、母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は40年7月にA市で払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとする同市で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は申立期間当時から52年まで転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金の加入手続は40年7月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳になった39年*月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人は、その当時の保険料納付に関与しておらず、保険料は母親が町内の婦人会の役員に納付

していたとしているが、A市では、婦人会が集金する保険料は現年度保険料のみで過年度保険料は取り扱っていないなど、申立期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時に同居していた兄の申立期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人の申立期間の保険料も母親が兄の分と一緒に納付していたはずであるとしている。しかし、兄は、国民年金制度が発足した昭和36年4月の時点で既に国民年金に加入し、以降継続して保険料を納付していたのに対し、申立人の加入手続が行われたのは、上記のとおり、申立期間の翌年度の40年7月ごろと推認されることから、兄の申立期間の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料も納付されていたものと推認することはできない。

このほか、申立期間について、母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月5日から同年12月1日まで

私は、夜間大学に通いながらA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録があり、そのうち、申立人が同時期に夜間大学に通いながら勤務していたと記憶している同僚は、「自分がA社を退職した昭和43年9月末まで、申立人は勤務していた。」と証言していることから、申立期間の一部において、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、「自分は昭和43年3月に入社したが、入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していなかった。厚生年金保険被保険者の資格を取得する前は、厚生年金保険料を控除されていなかったと記憶している。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該同僚は、同年8月1日に資格を取得していることが確認できることから、A社では、申立人及び当該同僚と同様の勤務形態の者については、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがわれる。

また、A社は、「当時の関係資料は保存されておらず、当時の事業主及び事務担当者は既に他界しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いは不明。」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、新聞の求人広告を見て応募してA社B支店に採用され、訪問販売の仕事に従事した。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において担当した業務の内容及び勤務した支店の周辺地理について、具体的に述べている上、申立内容に符合して、申立期間当時の電話帳及び住宅地図に同社が記載されていることが確認できることから、期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、当時の人事及び厚生年金関係の書類は無く、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては不明との回答である。

また、A社の事務担当者は、「当時、営業社員には試用期間があった。営業成績によりその期間は異なるが、厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでには、平均して約1年間、短い場合でも、6ないし7か月間はあったようだ。」と証言している上、同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「自分も半年間くらい試用期間があった。私に限らず、当時は、皆、これくらいの試用期間があったと聞いている。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社後直ちにすべての従業員について厚生年金保険被保険者の資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみのため同人を特定できない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 19 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社に平成 2 年 3 月 19 日から 7 年 5 月 20 日まで勤務した。

私が所持している年金手帳によれば、平成 2 年 3 月 19 日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したようになっていた記録が、同年 5 月 1 日に訂正されている。

社会保険事務所(当時)の事務処理誤りにより、このようなことが発生したのではないかと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録によれば、A社において「平成 2 年 3 月 19 日取得」と記載されている。

しかし、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成 2 年 3 月 19 日を同年 5 月 1 日に訂正されていることが確認できるとともに、同社で同年 4 月 2 日に被保険者資格を取得した同僚 1 人の資格取得日も、申立人と同様に、同年 5 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚は、「当時、1、2か月の試用期間があったと思う。」「厚生年金保険被保険者の資格取得日よりも前に入社した。」と証言しているところ、A社において申立期間を含む前後 2 年間(昭和 63 年 5 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日まで)に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 24 人は、すべて「1日付け」の取得となっていることが確認できることから、同社では、厚生年金保険の被保険者資格を「1日付け」の取得とすることを慣例としており、社員の雇用と同時に当該資格を取得させる取扱いを

していなかった状況がうかがわれる。

加えて、A社は、「申立期間当時の給与台帳等が残っておらず、申立人の保険料控除及び当時の取扱いについて確認することができないが、当時は、採用当初の1、2か月間は試用期間という形態をとっていたと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月30日から64年1月1日まで

私は、A社を昭和63年12月31日に退職した。同社からは、私が入社した61年4月から退職する63年12月まで給与を支給されている。

厚生年金保険の被保険者資格は、給与が支給された期間と同じはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月31日までA社に勤務したと主張しているところ、同社から提出された申立人の労働者名簿により、申立人は、自己都合を理由に同年12月29日に同社を退職していることが確認できる。

また、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和63年12月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該資格喪失日は、申立人のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の雇用保険の記録により、申立人は、A社を昭和63年12月29日に離職していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 19 年 3 月 31 日に A 社を退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日も同日になっている。月末まで勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社の回答により、申立人が平成 19 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社から提出された平成 19 年 4 月支給の給与支給明細書によると、同年 3 月分の申立人の給与からは、雇用保険料のみが控除されており、厚生年金保険料及び健康保険料は控除されていないことが確認できる上、同社も、3 月分は雇用保険料のみ控除した旨回答している。

また、年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によれば、A 社が平成 19 年 3 月 31 日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認できる上、同社も、同年 3 月 31 日付けで資格喪失届を提出しており、申立期間の厚生年金保険料は納付していない旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から41年3月ごろまで
年金記録を確認したところ、A社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。事業所の場所を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の住宅地図及び電話帳から、申立人の証言どおりの場所にA社が存在したことが確認できる上、同社の仕事内容等に係る申立人の証言も具体的であることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録は確認できない。

また、A社に係る商業登記簿は見当たらず、役員の連絡先を確認できないため、申立期間当時の事業主と連絡を取ることができない。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚についても、本人を特定することができないため、周辺事情が調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月4日から47年1月5日まで

私は、昭和33年9月1日にA社に入社し、51年1月24日に退職するまで継続して同社に勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A社において昭和33年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年8月4日に資格を喪失、その後、47年1月5日に再び同社において資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、同社を辞めることなく、継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社における同僚は、「申立人は、いったん同社を辞めて兄の勤務先に転職したが、私が退職した昭和47年5月より前に、再び同社に戻ってきた。」と証言しており、別の同僚も、「申立人は、一時、同社を退職して兄が勤務しているB社に転職したが、またA社に戻ってきた。」と証言している。

また、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、書類も残っていないため何も分からない。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票における、申立人のA社での資格取得日（昭和33年9月1日）、資格喪失日（46年8月4日）、及び再取得日（47年1月5日）は、いずれもオンライン記録と一致している。

加えて、雇用保険については、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年12月31日までの期間についてのみ被保険者記録が確認できるものの、申立期間当時のA社所在地を管轄する公共職業安定所は、「事業所台帳は保管していないが、当該記録の事業所番号は、同社とは別会社のものである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から31年12月25日までの期間(ただし、23年12月1日から25年8月12日までの期間を除く。)のうち2年ぐらい

終戦後、時期の特定はできないが、A社に約1年間、B社に約1年間、それぞれ勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。働いていたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社については、申立人が名前を挙げる同僚のうち一人に、同社での被保険者記録があること、並びに当該同僚が担当していた業務に関する申立人及び別の同僚の供述が合致することから判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶するA社の商号は、昭和23年8月*日に変更される前の商号であることから、申立人の勤務期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる23年10月1日より前の期間であったものと考えられる。

また、申立人が名前を挙げる同僚を含む複数の同僚に聴取したが、申立人の勤務期間及び保険料控除についての証言は得られない。

さらに、A社は昭和38年1月1日に全喪しており、申立期間当時の事業主は死亡により証言が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

B社については、所在地を管轄する法務局に事業所の商業登記の記録が無い上、オンライン記録にも、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認でき

ない。

また、申立人が名前を挙げる同僚3人については、名字のみの記憶などのため同人を特定できず、申立人のB社における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての証言が得られない。

このほか、申立人のA社及びB社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月から 31 年 12 月 1 日まで

昭和 29 年 9 月に A 社 B 支店に中途入社した。厚生年金保険の被保険者記録がある 31 年 12 月 1 日から同社 C 支店に異動したが、そこからの厚生年金保険の記録しかないので、入社時の 29 年 9 月から厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保存している職工台帳において、申立人は、昭和 31 年 3 月 22 日に臨時工として入社し、32 年 12 月 19 日に退職した旨記載されていること、及び同僚が、申立人の同社での勤務について証言していることから判断して、勤務時期を特定することはできないものの、申立人は、31 年 3 月 22 日以前から同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「私は、臨時工で A 社 B 支店に入社したが、当時の厚生年金保険の被保険者記録は無い。おそらく、臨時工から本工になった時に、厚生年金保険の被保険者として届け出たのだろうと思う。」と証言している上、オンライン記録により、申立人が、昭和 31 年 12 月 1 日以前から同社同支店に勤務していたと述べる複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 12 月 1 日であることが確認できることから、同社においては、申立期間当時、臨時工については厚生年金保険の被保険者として資格を取得させる取扱いは行っていなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 24 日まで
申立期間において、A社B支店に勤務していたのに厚生年金保険の記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和20年10月1日に同社同支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、21年1月24日に資格を再取得していることが確認できるところ、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人の名前が記載されているA社B支店の人事記録簿において、申立人は、昭和17年10月5日入職、23年10月17日解雇の記録があるものの、台帳に、「全員、S20、9、30 解雇」とメモ書きされている上、同社は、「終戦と同時に軍需工場など多くの工場を閉鎖しており、これに伴い、20年9月末で従業員全員をいったん解雇している。この辞令が影響しているものと思われる。」と回答している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前が記載されているページの前90人の被保険者資格の喪失日を見ると、22人は昭和20年8月20日以前の資格喪失、35人が同年8月21日資格喪失、申立人を含む18人が同年10月1日資格喪失となっており、残る15人は資格喪失日が記載されていない。

さらに、A社の事務担当者は、「厚生年金保険の被保険者記録については、昭和27年以降の書類しか保管していないため、申立期間に係る保険料控除については確認できない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 11 日から 38 年 9 月 1 日まで
高校卒業後、臨時雇用員としてA社で勤務し、その後も試用員、正職員として平成 16 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたが、臨時雇用員・試用員の期間について厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びB共済組合が管理する職員履歴書により、申立人は、高校卒業後、臨時雇用員としてA社に勤務し、昭和 38 年 7 月からは試用員、同年 9 月からは正職員として継続して同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、B共済組合においては、従来、臨時雇用員及び試用員については同組合の加入対象としておらず、昭和 38 年 10 月以降、勤務場所あるいは組織単位で厚生年金保険の適用事業所となるケースが生じ、当該事業所に臨時雇用員又は試用員として勤め、かつ、勤務日数等の条件を満たした場合には、厚生年金保険の被保険者となり得たところ、申立期間については、同年 10 月以前の期間であり、申立期間においてA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、「社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の加入手続をした。」と主張しているものの、厚生年金保険の場合は、国民年金とは異なり、事業所が手続を行う仕組みになっていることから、申立人が、直接、社会保険事務所においてA社（未適用事業所）の被保険者資格の取得手続を行ったとは考えられない。

このほか、申立人が、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月まで
② 昭和 36 年 6 月から 38 年 6 月まで

申立期間①について、A社又はB社で私が働いていたことは間違いない。当時の証拠となる物を何一つ持っていないし、保険料等に関しても分からない。明細書なしで給料をもらっていたと思う。

申立期間②について、C社で私が働いていたことは間違いない。当時の証拠となる物を何一つ持っていないし、保険料等に関しても分からない。明細書なしで給料をもらっていたと思う。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社又はB社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社又はB社は、商業登記簿にも見当たらないことから、事業所の特定ができず、申立人に係る勤務実態等が確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚D氏は、名前のみで同人を特定できず、周辺事情を調査できない。

申立期間②について、C社は、昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 4 月 1 日より前の期間において適用事業所であったことが確認できない上、同日以降の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（資格取得者 0 人）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、C社は、「当時の資料は現存せず不明であるが、申立人は 1 年ぐらいは会社にいたと思う。厚生年金保険の適用事業所となったときに申立人が勤め

ていたら、申立人を資格取得させていたはずである。」と回答しているところ、申立期間に厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたことは証言するものの、その期間は特定できないとしていることから、申立人が申立期間の一部について同社に勤務していたことは認められるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日の時点での勤務実態については確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から1年ぐらい
② 平成元年3月から1年半ぐらい

私は、A社には2回勤めた。1回目はB社の後、1年ぐらい勤めたと思う。2回目ははっきりと覚えていないが、身分証明書（関連会社C社名のもの）がある平成元年3月ぐらいから1年半ぐらい勤めたと思う。能力開発講座等の講座の事務を担当していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出を受けた住所録に名前の記載がある同僚は、「自分は昭和58年12月からA社に勤務している。申立人のことを知ってはいるが、勤務期間を覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態は確認できないが、申立期間②について、当該住所録は、同僚の証言及び記載されている者の厚生年金保険の被保険者記録から判断して、おおよそ平成2年8月から同年10月までのものと推認されること、及び同社の関連会社C社の入館証であった元年3月17日付けの身分証明書により、申立人は、申立期間②においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①及び②のうち、同日より前の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、同社の同日以降のオンライン記録に申立人の名前も無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となった平成元年6月1日から被保険者記録の認められる同僚は、「同社の給料は完全な歩合制であった。厚生年金保険の加入については、入退社がとても頻繁で、完全歩合制の会社なの

で、全員加入させると言うことではなく、歩合制の職員の中でも成績が良く加入を希望する人、又は会社の中心的な役割で統括的な仕事をしている者だけ加入させていた。」と証言しているところ、当該住所録に記載されている者 57 人のうち、厚生年金保険被保険者記録が認められる者は 35 人のみで、残りの 22 人は被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は平成12年4月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に廃業しており、当時の事業主は死亡し、社会保険事務担当者は連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いが確認できない。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の雇用保険の記録は確認できない。

なお、関連会社のC社は、申立期間①及び②において厚生年金保険の適用事業所であることから、同社のオンライン記録についても確認したが、当該期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月12日から同年9月27日まで
② 昭和33年9月2日から34年2月6日まで
③ 昭和34年2月12日から同年8月24日まで

私の持っている船員手帳と社会保険事務所(当時)の年金記録照会回答票の期間が違う。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶原簿及び申立人から提出された船員手帳から、申立人はA船に乗り組み、甲板員として勤務していたことは認められる。

しかし、A船に係る船員保険の新規適用年月日は確認できないが、申立人を含め被保険者証記号番号*番から*番の者は、いずれも昭和25年9月27日に被保険者資格を取得していることから、同日に船員保険の適用事業所となったものと考えられる。

また、同僚は、申立人がA船に乗船していたことは証言するものの、その時期は特定できないとしている上、当時の船主及び船長は死亡しているため、周辺事情を調査できない。

申立期間②について、船舶原簿及び申立人から提出された船員手帳から、申立人はB船に乗り組み、甲板員として勤務していたことは認められる。

しかし、B船は船員保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は同僚の記憶が無く、B船の船主及び船長は死亡しているため、周辺事情を調査できない。

申立期間③について、船舶原簿及び申立人から提出された船員手帳から、申立人はC船に乗り組み、甲板長として勤務していたことは認められる。

しかし、C船は船員保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は同僚の記憶が無く、C船の船主及び船長は死亡しているため、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3433

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月30日から24年10月 1 日まで

私は、昭和21年7月から24年9月末までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、21年7月10日から22年11月30日までしかないことが分かった。

しかし、私は、申立期間についても、A社に継続して勤務していたことは確かなので、保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は確認できないものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日（昭和22年11月30日）以降も同社に在籍していた8人は、いずれも同年12月9日に資格喪失していることから、同社は同年12月9日をもって厚生年金保険の適用事業所ではなくなったものと考えられる。

また、A社において昭和22年12月9日に資格喪失した8人は、いずれも同年12月10日に厚生年金保険の適用事業所となったB社において資格取得していることが確認できる一方、申立人を含む同年12月9日以前に資格喪失した者は、いずれも同社において被保険者になっていないことから、A社は、同年12月9日時点の在籍者の被保険者資格のみをB社に移したものと考えられる。

さらに、B社は既に全喪しているとともに、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできない。

加えて、申立期間においてA社及びB社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務事態を裏付ける証言を

得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務事態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 8 日から同年 4 月 8 日まで

私は、A社に入社した時期の記憶は曖昧であるが、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇入通知書、労働者名簿、労働保険事務組合雇用保険被保険者関係届出等事務処理簿によると、申立人は、平成 4 年 4 月 8 日から同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社が加入する厚生年金基金から提出された厚生年金加入資格取得届によると、申立人は平成 4 年 4 月 8 日に厚生年金基金の加入資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の夫が加入していたB健康保険組合から提出された被扶養者削除証明書によると、申立期間を含む昭和55年12月1日から平成 4 年 4 月 8 日までの期間において、申立人は、夫の被扶養者となっていることが確認できる上、同社は、被扶養者の削除理由について、就職したことに伴う申立人からの申出によるものである旨回答している。

加えて、A社の同僚から提出された平成 4 年 1 月 24 日付けで写した職員集合写真及び名簿には、申立人が載っていない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から30年10月まで

私は、昭和28年10月から30年10月までA社の経営する遊技場で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務したとする上司とその妻の名前、同僚の出身地を記憶していること、及び上司の妻が、「主人と自分が勤務していた遊技場は、A社の経営する遊技場ではなく、B社という店名の遊技場であった。」と証言していることから判断すると、正確な期間は不明であるが、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、商業登記簿謄本によれば、申立期間後の昭和34年11月*日にC社として法人登記されていることが確認できるものの、B社及びC社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が記憶する上司、その妻及び同僚は、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、上司の妻は、「給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」としている。

さらに、C社は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び申立人が記憶する同僚も既に他界しているため、関連資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、保険料控除に関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。